

第九管区海上保安本部公示第55号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和4年9月16日

第九管区海上保安本部長

倉田 雄二 （公印省略）

珠洲市宝立町地先の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 石川県奥能登土木総合事務所

住 所 石川県輪島市河井町22-1-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 珠洲市宝立町地先（付図に示すとおり）

期 間 令和4年9月20日から令和4年9月30日までのうち3日間

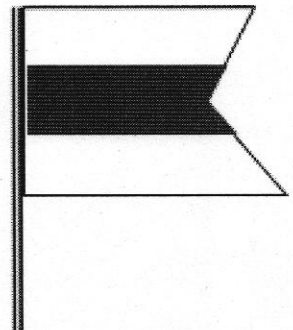
令和5年3月1日から令和5年3月20日までのうち3日間

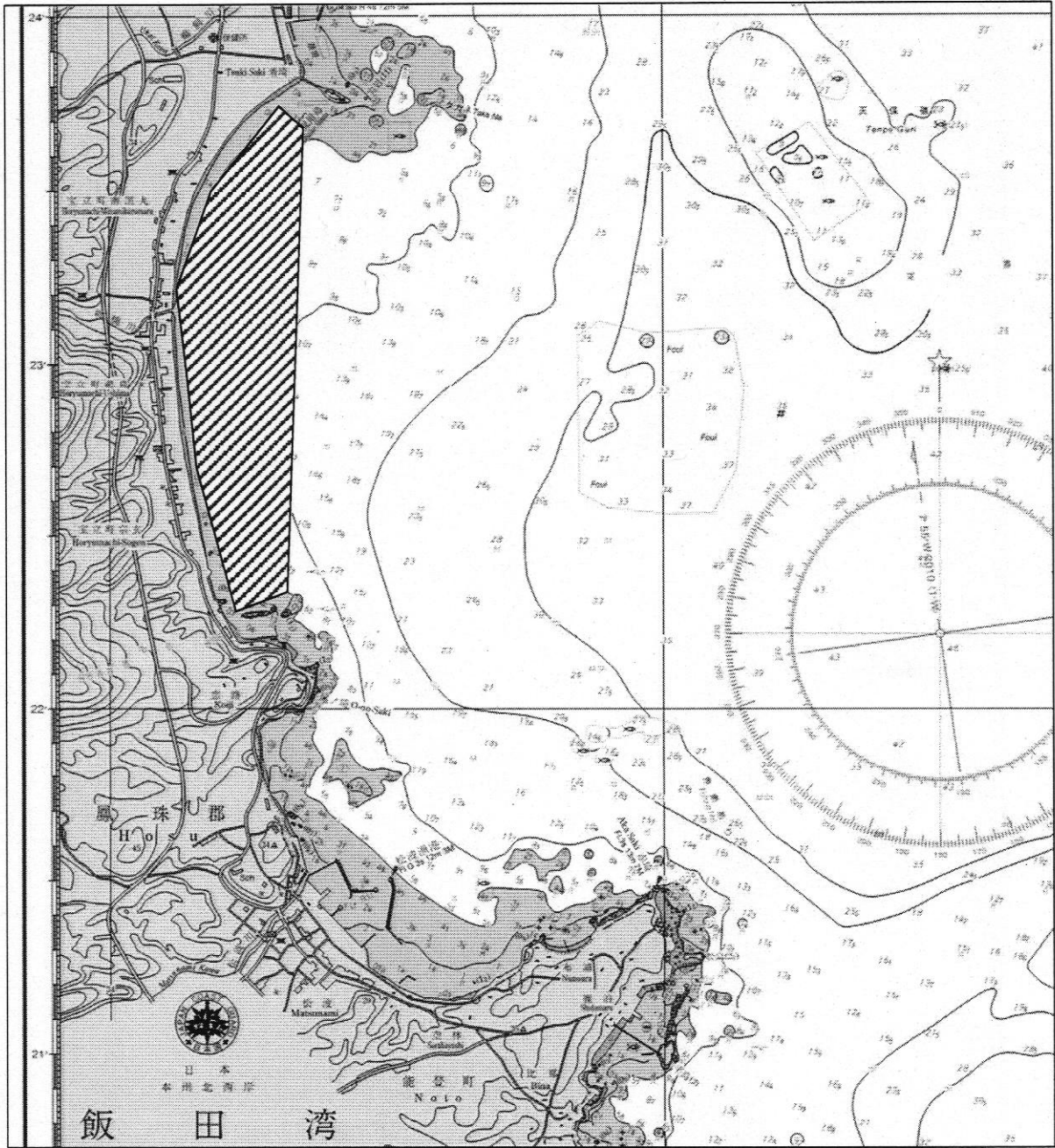
3 水路測量の実施方法

GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う。

4 航行船舶に対する安全措置

作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。





 測量区域